

予算審査特別委員会

日 時 令和3年3月12日（金）
午前9時～午前11時13分
場 所 議会棟 議場

出席者 委員長、副委員長、委員7名（欠席：なし）、山本議長
説明員 中曽病院事業管理者、福家病院事務部長
傍聴者 なし
書 記 花倉事務局長、川上書記

○久代委員長 おはようございます。ただいまから、予算審査特別委員会を再開いたします。

本日、まず冒頭に、日南病院事業会計への一般会計繰入金の説明の修正についてということで病院事業管理者に来ていただいていますので、早速説明を受けて審査をしたいと思っています。よろしく願いいたします。

中曽病院事業管理者。

○中曽病院事業管理者 失礼いたします。日南病院の予算について一部説明の修正ということで、議会審議を複雑にさせてしまったことをおわび申し上げます。今日、2人で修正の説明をさせていただきます。お手元にペーパーをお渡ししておりますが、今日の修正の要点は、真水の部分をおおむね1,900万という説明を先日させていただきましたが、その額について訂正をお願いしたいということでございます。

まず表を説明して、その後経緯を説明させていただきます。現在までの説明とすれば、日南病院事業会計予算の収益として、医業収益の他会計負担金が6,727万8,000円、医業外収益の他会計負担金が3億5,711万6,000円、合計4億2,439万4,000円でございます。説明の修正後も同額で、この数字は変わりません。

一方、一般会計の予算ですが、衛生費負担金として4億2,439万4,000円で、修正後もこの数字自体は変わりません。問題はその財源でございます。現在までの説明とすれば、基金繰入金9,000万、地方交付税3億634万6,000円、太陽光発電売電益828万3,000円、あと、残りが一般財源の1,976万5,000円、合計が先ほどと同額の4億2,439万4,000円でございます。この一般財源1,976万

5, 000円、いわゆる通称真水と言われておるところでございます。

先日の私の説明では、地方交付税の額をこれから経営努力して最大限獲得できるように努力いたしますが、その最大値を入れた上でこの真水の額を算定した額でございます。ただ、議会審議の中でこの具体的に1, 900万ということが協議の案件にのっるとということが、役場のほうからお伺いしましたので、そういうことであれば実際の現実的な推計値ということになれば、この地方交付税は現段階では2億9, 716万2, 000円となります。したがって、この現実的な推計値によれば、一般財源、真水の部分は2, 894万9, 000円という形になります。まずはこの数字を御報告させていただいた上で、議会のほうで御審議をお願いしたいという趣旨でございます。

その経過でございますが、実際になかなか病院会計の予算編成する段階で、2年度の中途の実績は収益が伸びておりませんので、従来の実績に基づく予算編成ということになりますと、なかなか財源的に苦心がございました。そういう中で病院とすれば、当初、基金繰入金を9, 000万を想定しながら、あと不足する部分は赤字予算を編成するというところで町長協議に向かわせていただきました。町の判断とすれば、赤字予算は組まないという判断がありまして、その中で冒頭の基金繰入れ9, 000万は残しつつ、予算の形づくったところがこういった真水の部分が出てきたという経過でございます。

簡単でございますが、以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○久代委員長 ただいまの説明について、質疑がありませんか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 基金からの繰入金9, 000万円に、上限を9, 000万円に決定された経緯について説明をいただきたいと思います。

○久代委員長 中曽病院事業管理者。

○中曽病院事業管理者 令和2年度の予算における基金繰入金は6, 700万でございました。そういうところで、実際の実績に基づく推計値でいけば、結果的に1億2, 000万ぐらいで一気に大幅に増えます。そういうところで、どういうバランスの中で予算編成をしたらいいのかなという苦慮があったわけでございますが、そういうところで、病院とすれば当初真水を使わずに全額1億2, 000万程度の基金繰入れもきついで、9, 000万入れて、その相当額を赤字という整理をしたんですが、9, 000万というのは、2年度の繰入額で一度に一気に増やすということはできるだけ回避したいということや、それから、一応9, 000万であれば、療養病床転換を想定しております令和6年度スタート

地点で基金が3億9,000万であれば3億残った形でスタートができるという、そういったところのバランスの中で、数字的な明確な積算があるということではないんですが、協議の中で町のほうも9,000万で、あとは経営努力でやっていこうという整理でこういった予算になった経過でございます。

○久代委員長 よろしいですか、坪倉委員。

近藤仁志委員。

○近藤委員 その9,000万を上限として予算編成をされたということで、その根拠としては、令和6年ですか、3億に残るようにということですけど、その根拠もはっきり言って曖昧でありますし、この基金が減っていくことの弊害として、当初8億だったですか、基金を創設したときは。それがだんだんに減って、ただ、基金を使わないということで病院経営というものが何か実質的収支から乖離したものに、何か透明性を欠くような経理になりはしないかということが一番懸念するわけで、これが毎年毎年こういう形でやっていった場合は、今は問題視してる時点ではこうやって皆さんでその問題点を共有しとるわけですけど、これが3年、4年たつうちに、要するに形骸化して、こんなもんだわというようなことになることが大変懸念されるわけで、その点の考え方を、要するにこの基金というものの在り方、病院全体の経営を広く皆さんに知ってもらうためには、こういう方法がいいのか、何か取ってつけたような、ちょっと何か、本当の収支を隠しとるというような感じがせんわけでもないわけなんで、その辺の考え方をちょっと若干教えてほしいと思います。

○久代委員長 中曽病院事業管理者。

○中曽病院事業管理者 1点は、経営実態に即して予算編成するとすれば赤字予算というものもあるのかななど、一時的な判断でございますが、そういう経過もございました。あと、病院とすれば、基金の持つておる残高現金と、一方で病院会計の現金預金、バランスシートに残っている現金預金です。これもございます。どちらも同じものではないんですが、基金のほうは一般会計のものでございますので同じものではないんですが、とはいえ、病院の今後の経営見込みを立てる上では、両方の残高が幾らあるかということは病院のほうでは一応掌握しながら、気をつけて運営はしていつておるつもりでございます。その辺の説明が議会のほうには十分できてなかった面はあるかもしれませんので、それはおわびしたいというふうに思います。現状でいけば、バランスシート上の現金残高というのは近年そうあんまり変わっていない、一方で基金のほうがどんどん、年々下がっておるという経

過でございます。

○久代委員長 よろしいですか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 3年度予算編成について、町長部局との協議の中でこういうことになったということでもありますけども、基金設立当初の考え方、管理者も少しぐらい思いもあるのかもしれませんけど、基金として病院経営の、いわゆる赤字部分を基金で補って経営を安定化させるということでもあります。先ほど近藤委員も言われましたけども、そのところを維持しながら、本当に、ここ1年、2年の間に、基金も含めて自治体病院として行政の負担の在り方、病院経営の在り方を根本的に議論をする必要があるかと思っておりますけども、今時点の段階で、なし崩し的といいたいでしょうか、一般財源、真水を投入する時期ではないと思います。基金が、残高もまだあるわけですから、まず基金から充当して、病院が自ら得られる収益、地方交付税等の算定部分と基金ということで、これまでのルールに従って行うべきだと思います。

○久代委員長 答弁、中曽病院事業管理者。

○中曽病院事業管理者 御意見承りましたので、基本的に、町長のあれは聞いてないですけど、基本的にはそういう考え方を尊重しながら進めてまいりたいと。その辺のことは、議会のほうに分かるように説明を今後ともさせていただきたいというふうに思います。

○久代委員長 そのほかありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、日南病院事業会計についての説明を終了いたします。日南病院、関係者の皆さん、ありがとうございました。

ただいまの聞き取りしました件については意見書の中にも項目としてありますので、またその場でも審査をしたいと思っております。

それでは、本日の予定、日程をあらかじめ申し上げておきますけども、この後順番に意見審査を取りまとめて、それが終了後に広報の委員会も予定されていますので、なるべく午前中には、早い時間に予算審査の取りまとめを終了したいというふうに考えていますので、皆さんの御協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、番号が振ってありますので、人権センター管理運営事業、1番から順番にずっと審査を行っていきます。

もう一度、私から朗読をいたします。あらゆる差別と人権問題の解決のための事業でありながら、同和対策費から拠出しているのは不合理である。社会福祉総務費など、ほかの

適切な費目から支出されたいということで、坪倉委員から同和対策費という費目についても地方自治法上のことも含めて質疑がありましたけど、坪倉勝幸委員の発言を求めます。

○坪倉委員 昨日の委員会で、歳出費目の中で同和対策費っていうところの、ちょっと分かりにくい点があったので、調査をさせていただくための時間を取っていただきました。

結果といたしまして、歳出科目の中で、目、節について地方自治法施行規則に記載があるわけでありまして、その中で目については自治体の裁量権が認められておることが判明をいたしましたということを説明をさせていただきたいと思います。その上で、この件につきましては、どの事業をどの費目で行うかっていうのはまさしく町長の裁量権の中でありまして、この人権センター管理費が同和対策費からの費目であるということについて問題になることはないと思っております。それは、例えば、農業総務費で後継者対策をして、規模拡大加算を農業振興費で行うというようなことも一緒なことでありまして、その辺のところは町長の裁量権であるし、この費目が違うこと自体は大きな問題ではないと思っております。

○久代委員長 費目の問題よりは、この事業の内容ということで提案者が提案されていまして、この事業についての……（発言する者あり）それは地方自治法上、費目については町長の裁量権ということがあるので、したがって、この人権センター管理運営事業そのものについての意見として上げるかどうかのことについての賛否を採りたいというふうに私は考えますが、どうでしょうか。

岡本委員。

○岡本委員 分かりました。坪倉議員、調べていただいてありがとうございました。だから、確かに地方自治法施行規則を見ると同和対策ってないんですけど、それは別に勝手につくっても構わないという、そういうことなんですね。

その上で、同和対策費からこの人権センター管理運営事業の費用を出すべきかどうかというのはやっぱり分かりづらいので、町長の権限と言われてしまえばそれまでなんですけれども、もっと分かりやすく、あらゆる差別と人権問題の解決のためという目的にふさわしい費目から出していただきたいというふうに私は思います。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 先ほど委員長は、費目じゃなくて、この人権センター管理運営事業そのものについてというふうに言われましたけども、項目は管理運営事業でありますけども、指摘されている内容は、費目が違うんじゃないという指摘でありますので、この内容について

この委員会では議論をすべきだと思います。

○久代委員長 ということ、この内容について皆さんの意見を改めて求めたいと思いますが、どうでしょうか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 先ほど、坪倉委員のほうから自分の知らない適切な説明をいただいて、自分も勉強させていただいたわけですけど、やはりいろんな事業をするに当たって、その内容は多岐にわたる事業がたくさんあります。そのたびに目の変更を制限されるようでは大変使いにくいと、町長のほうの判断も難しいと思いますし、現場も困惑すると思います。やはりそういった意味を踏まえまして、この辺は町長の専権としていいと思いますので、これは必要ないと自分は判断いたしました。

○久代委員長 そのほかありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、この項目を取り上げるかどうかについての採決を採りたいと思います。

取り上げるべきだという委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 岡本健三委員だけですね。

取り上げなくてもいいと考えられる委員の皆さんの挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 取り上げないという委員が多数でありますので、取り上げないということにいたします。

次、住民参画まちづくり事業、②交流活動活性化交付金に移住者誘致支援メニューを加えることとなったが、交流活動活性化交付金に係る要綱等を整備され、交付金の対象となる事業や活動を明文化すべきであるということで、先日の委員会でも取り上げるべきだということで項目に上げていますので、確認をお願いしたいと思います。

用語の使い方等について特に指摘しておきたいことがあれば、発言をしてください。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、第2項については、このままの意見として上げるということに決定します。

③住宅改修費補助金及び家財道具処分等補助金の補助金額が増額された。また、新たにお試し暮らし支援補助金が創設された。これらの施策をリーフレットやホームページで分かりやすく説明し、助成制度の有効活用を図られたいという指摘であります。よろしいですか。タブレットと比べ合わせて。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 昨日の審議の中では、この③番と⑤番をまとめた形で一つにまとめて意見としようという話だったと記憶しております。この部分を一緒にするという方向性が、皆さんお持ちかどうかということをも確認していただきたいと思います。

○久代委員長 ただいま岩崎委員からの意見で、同じ住宅改修の関係が項目としてありますので③番と⑤番をまとめていいのかという、再度の確認をしたいと思いますが、どうでしょうか。

大西委員。

○大西委員 同僚委員言われましたように、③番と⑤番は事業内容も一緒ですので、それをまとめるべきと思います。

○久代委員長 という意見でしたけども、③番と⑤番を改めてまとめて皆さんに提示することによってよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、青年結婚・UIターンの促進事業の住宅関係のこの項目、③番と⑤番については、後ほど、再度まとめたものを文案として提出、提案しますので、そのときに審議をお願いいたします。

④移住定住相談や空き家活用の推進を図るために、令和4年度の独立機関設立に向けて準備室（新法人設立準備委員会）を設置して取り組まれるが、住居、就労、子育て支援など包括的に提案でき、期待する成果につながる組織及び事業展開になるよう鋭意研究、準備されたい。一方、地域商社のような組織は好ましくないと考える。さらに、令和3年度から事業化される住民参画まちづくり事業の交流活動活性化交付金事業による地域との取組との関係性について整理が必要と考えるという、非常に長い指摘の文章でありますけども、確認をしてください。

近藤仁志委員。

○近藤委員 私が、ちょっと1点問題として皆さん方に提起したいのは、一方、地域商社のような組織は好ましくないと考えるということを書いてあるわけですけど、この地域商社というものが提案者は好ましくないと言われておりますけど、こういった、どっちかいや不動産なども携わるような新しい法人になるわけですけど、これが地域商社であってはなぜいけないのかということをも提案者の方に若干お伺いしたいと思います。

○久代委員長 提案者の説明を求めたいと思います。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 地域商社をどう捉えるかであります。株式会社もありましょうし、財団法人ということもあると思いますが、財団法人にしても一般財団法人、公益財団法人、いろいろあって、かつては日南町地域振興公社、公益財団法人などもあったわけでありまして、一般的に最近の地域商社の定義っていうのは、地域産品の販路開拓、他地域との連携、観光等異分野連携も含めたサービスモデルのプロデュースとか、地域事業のインフラへの再投資などあるということになっておりますので、経済活動を併せて移住定住、空き家対策とやるということになると、かなり大がかりな組織になる可能性があるということと、事業目的が分散をされて、移住定住に対する力が分散されるという思いもあります。空き家の紹介とかそういったところについては地域商社の形態でなくても、分譲地などの紹介などについても、それは地域商社のスタイルでなくてもできるのではないものかなと。そこに好ましくないと言ったのは、先ほど述べたように経済活動と両方やると組織が大きくなるということと、目的が曖昧になりかねないという思いであります。

○久代委員長 追加ですか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 昨日も少し触れましたけども、ふるさと鳥取県定住機構とか、あるいは地方版ハローワークのような機能を強化する団体が好ましいと考えております。特に地方版ハローワークについては、求人をされる町内事業者へのサポート、それから求職をされる町内外の人たちに対するあっせん、サポート、住宅等も含めてサポートができるし、さらに幅広く定住に向けた生活支援等も行うことができますので、そういったところに注力をすべきだと思っております。

○久代委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この新法人の設立準備委員会というものを設置するための人員を配置するという新規事業でございまして、どうでしょうか、移住定住というのはこのタイミングで非常に重要な策と思うんですけども、そのための設立ということになるわけですし、今後、なかなか、多分、執行部のほうとしてもいろんなことを検討しながら設立に向けて準備をされると思います。その中で、やはり議会としてはその過程を、ここでこういう形で一方的な決め方というかやり方ではなくて、いわゆる執行部のほうからその準備の状況とか方向性とかいうのをしっかりと聞き取って、要は情報提供をしていただきたいと。やはり議会の考え方っていうのも執行部のほうには分かっていたらいいと思うわけですし、なかなかこのタイミングで、どのような法人になるのかというのが分からない中で、意見

を出すのを、もうちょっとこれを、どういうでしょうか、情報提供せえとかいうような位置づけでされたらどうかと思いますけど、いかがでしょうか。

それと、最後の2行ですけれども、この部分については、今の②のところ、いわゆる交流活動活性化交付金の要綱等を整理する中で、そちらのほうで明確になるんじゃないかと思うので、最後の2行は削除してもいいんじゃないかと。この2点です。以上。

○久代委員長 ただいま岩崎委員から、議会としては情報公開、新しい事業に取り組む情報公開を求めるような意見を出すなら、そういう書き方にしたほうがいいじゃないかということが1点。それから、下の2行については、先ほど意見として上げるように決めた②の地域活動活性化交付金の関係に包含されている内容であるので、よろしいじゃないかという指摘がありましたけども。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 3年度に準備委員会を設立してということがあって、4年度の設立を目指すということですので、一方、地域商社のような組織は好ましくないという、この文言はなくてもいいのかなと思いますけども、鋭意研究、準備をされたいということはあるのかなと思います。

下の2行については、先ほど岩崎委員が言われたことでもいいのかなと思いますけども、結局、4年度のことは、③番のことがどうなるのかが分かりませんが、③番の活性化交付金の事業が引き続きあるとすれば、特定の地域での活動と、下で、④番で行われる町全体の活動とのすみ分け、関係性の整理っていうのは今必要なのかなと思いますけども、これも3年度はあくまでも準備段階ですので、必ずしも記述がなければいけないというものでもないのかなとは思ってます。

○久代委員長 それでは、整理すると、「一方、地域商社」からの文章と「さらに、令和3年度から」までの文章は削除してもいいという提案者の考え方でしょうか。

近藤委員。

○近藤委員 提案者のほうから、下2行の件ですけど、これを削ってもいいというようなことがありましたけど、これ、やはり今日の提出分の②番のほうに何らかの形で一緒に統合することができると思いますので、そういう形での精査をしたほうがよいと思います。当然、「一方」から「考える」までの1行弱の項目を削除するだけで、それから、下2行を②番のほうに何らかの形でひっつける努力をしたら、それでよいと自分は思います。

○久代委員長 ただいま、近藤委員の意見がありましたけど、その方向で文案を考えるとい

うことでよろしいですか、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、④番については、「一方、地域商社」からの下は削りますが、「さらに」ということについての意見は、第2項の地域参画まちづくり事業の項目の中に文章として入れるということを確認しておきます。

⑤の住宅の改修については、③と文面を結びつけて新しい文案にすることを先ほど確認しましたので、次の商工総務一般管理事務の⑥番について、日南町キャッシュレスシステム導入事業について、本事業の目的、地域内経済活性化を達成するため、実務に当たってはプレミアム付カードの発行及び行政ポイント付与等検討されたいという文案で、取り上げるということで確認は既にしてしておりますが、文章の内容について再度確認をしたいと思っております。

これについては、執行部から再度事業の中身について、修正の説明を予算審査で受けましたので、そのことも含めて発言があれば求めたいと思っております。よろしいですか。

大西保委員。

○大西委員 説明を詳しくしていただいて、予定では8月実施に向けてということで、これからいろんなシステム、アプリとかいろんなことの、またいろんな委員会で説明を聞きながら、予算審査としてはこの文面でいいんじゃないかと思っております。

○久代委員長 それでは、皆さん、特に言葉を付け加えるとかいうようなことがあればですけれども。

岩崎委員。

○岩崎委員 ちょっと確認ですけれども、今企画課のほうから内容の説明の変更というかありまして、2,000円分を要は町民に、高校生以上に配ると。カードを入れて配るといことですよ。それは別にプレミアム商品券ではないわけなんですよ。全員にお渡しする、その2,000円は2,000円の価値として使えるというもので、このプレミアムっていうのは、例えば8,000円出せば1万円分の商品券がもらえますよという、いわゆる経済対策的な位置づけのものというふうに捉えればよろしいんですね、この書きぶりでいくと。この分については、今のコロナ対策でもいろいろとやっておるんですけども、そこら辺りをやっておったということなんで、それとはまた違う部分での位置づけというふうに考えていいんですか。

○久代委員長 近藤委員。

○近藤委員 自分もアナログ人間でしてなかなか分かりませんが、プレミアムがそうい

う性質の言葉であるとしたら、今度その内容が変わるわけですので、でも、どういう名前なのか、行政のほうからは言われて、提案いうかな、要するに内容を、今、岩崎委員が言われたように2,000円を入れたカードを町民全員に、16歳以上ですか、の町民全員に配るということですけど、そのカードがプレミアム付で何付カードというのか、提示されてない以上は、当初の、何かな、こういったプレミアム付カードの発行という事業提案しか自分たち受けてないもので、この言葉をやむなく使うしかないじゃないですか。

○久代委員長 ほかに発言ありませんか。

岡本委員。

○岡本委員 ちょっと、私もプレミアムっていう言葉の定義がよく分かりませんが、ただ、この間配られた新しい資料を拝見して、一番最初のところを見ると、日南町がまず発行すると、で、行政ポイントを付与、それで住民に渡すというそういう矢印が書いてあるので、要はその2,000円っていうのは行政ポイントというのが恐らく新しい案の意図で、プレミアムがだから後からどうなるのか分からないですけど、取りあえず行政ポイント付のカードをしっかりと発行してくれという趣旨をはっきり伝えるのがいいような気がします。

○久代委員長 近藤委員。

○近藤委員 これ、この項目をちょっと疑問を感じるだけでありますので、担当課のほうに正式な名称を聞いてそれをここに入れたら、それで自分は文言的にもよいと思いますので、担当課のほうに委員長のほうで聞いてもらえるようお願いいたします。

○久代委員長 分かりました。

ただいま近藤委員からあったように、そもそもプレミアムという語意、言葉がどういう意味、普通には価値とかいうことである、希少価値とか付加価値とかいうふうに使われていると思いますけども、改めて執行部にプレミアムという言葉についても確認をして、文言を再度提案したいと思いますが。

岩崎委員。

○岩崎委員 プレミアムは以前からあった言葉なんですけど、もう一つ問題なのは、今回、もう1点確認していただきたいのが、その行政ポイントというもの。これのほうがよく分からないんですよ。これの、どういうものなのかっていうことをちょっと確認を一緒にお願ひしたいと思います。

○久代委員長 それでは、プレミアムと行政ポイントについても確認をしたいと思いますが

ので。（発言する者あり）行政が付与する行政ポイントの中身について。（「定義、どういうものなのかという」と呼ぶ者あり）定義はおのずから中身が伴うので。確認をいたします。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

ほかに発言はありませんか。

大西委員。

○大西委員 前の説明のキャッシュレスシステムイメージ図となっておりますが、ここでは行政ポイント、プレミアム商品券とカードの発行管理というところで、日南町商工会となっておりますが、ここに大変な負荷がかかったりいろいろすると思うんですか、その辺の調整も一緒に聞きたいんで。というのは、最終的には200店舗、新聞には出ておりましたので、その辺も明確にしていけないといけないんで、その管理について本当に日南町商工会が全面的にやるのか、行政ポイントも含めて、ちょっとその辺の確認。将来的にはだんだんカードもやめていくということ。それと、いろんな、丸合さんであるとかコメリのとかローソンのカードとかいろいろありますんで、やはりその辺の将来展望見た上でのやっぱり、こうなればもう一遍確認するか、例えば意見だけでも結構ですけども、8月実施に向けての、と思っております。

○久代委員長 再度執行部に企画課と確認して、後日、後刻提案したいと……。

坪倉委員。

○坪倉委員 現時点で再説明も受けてますし、ここに意見として上げることになっておりますので、今後、常任委員会などで詳細な調査を行えば、今改めて聞くことはないのかなというふうに思っております。商工会への手数料、委託費も相当額予定をされておりますので、商工会以外の対応も商工会で行うという説明もあったと思っております。

○久代委員長 今、坪倉委員からの発言もありましたが、改めて私も委員長としての文章をつくる責任がありますので、企画課のほうに先ほど指摘のあった点については確認をして、再度文章を文面にして提案をしていきますので、そのときにまた審査お願いをいたします。

それでは、次の公園施設管理事務の⑦番、日本初の犬温泉付ドッグラン付公園の整備について、親子連れ等で楽しい時間を過ごせる場づくりに取り組むことになっているが、犬と遊ぶ場づくりになっている。場所の選定から、遊具等の充実を含めた構想を再検討すべきと考える。

その次の⑧についても一緒に審査お願いします。町民アンケートでも、子供連れの家族

が安心・安全で楽しく一日を満喫できる公園の整備を求める声は多く、事業の必要性は理解できるが、犬温泉付ドッグラン付公園は事業趣旨に沿っていない。当事者である若夫婦の意見、参画を求めて内容を再検討をすべきであると、この2つの同じ事業の指摘です。

近藤仁志委員。

○近藤委員 僭越で、同僚議員と2人で同じ趣旨の内容のことを提案しとるわけですけど、自分なりにちょっと考えまして、自分の考えが主流になるわけですけど、ちょっと朗読させてもらってもよろしいでしょうか。

○久代委員長 はい。文面は。

○近藤委員 ⑧ですけど、町民アンケートで、親子連れで楽しく一日を過ごせる公園整備を求める要望は多くあり、事業の必要性は理解できるが犬温泉付ドッグラン付公園は事業趣旨に沿っているとはいえない。遊具等の充実を含めた構想を再検討すべきである。ドッグランについては、近くの遊休施設の活用が望ましいと考えるというのを付け加えておきました。

○久代委員長 近藤委員、ドッグランについては近くの遊休施設。

○近藤委員 遊休施設。

○久代委員長 具体的に。

近藤委員。

○近藤委員 地元の町会議員さんのほうから、近くにテニスコートなど遊んでる施設が結構広い敷地であるというような情報をいただきました。そういったのを活用して、同じ歩いて移動できる範囲でありますので、真ん中の湖畔センター辺りを中心にして、親子連れで一日過ごしたい方は菅沢神社のほうに足を運ばればよいし、犬を遊ばせたい方は西伯寄りのこのテニスコートのほうに動かれたら、ある意味充実した、いろんな意味での一日が過ごせるんじゃないかと考え、広域的な開発を、そんなに予算的にたくさんお金を加えずに整備ができるんじゃないか、今、草ぼうぼうとなってる荒地をよりきれいなことに開発できるんじゃないかと考えて、こういう提案をいたしました。

○久代委員長 櫃田委員。

○櫃田委員 これ、私、⑦番の文言、このままでいいんじゃないかなと思うんです。シンプルに、趣旨としては、日本初のドッグランをちょっとやっぱりもう少し考えるべきじゃないかというのと、親子連れ、小さいお子さんから本当に家族で遊べる場が必要なんだよということの趣旨だと思うので、近藤議員、丁寧な文言の説明いただきましたけども、も

うこれは、シンプルに⑦番そのままでもいいのではないかと思います。

○久代委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 聞き取りとかの中で、結局ドッグランを設置すると、その管理とか、事故が起こったときの設置者の責任とか、そういうことが非常に問題になるんだよということでしたので、そこら辺りを実際にクリアしていこうと思えば、人を配置したりとか、そういうようなことまでなるんじゃないかなと私は思うわけです。ですから、昨日の話でもあったんですけども、いわゆるドッグランというのが本当に必要なのかというところを再度、検討するようにというぐらいのところ、まとめていただいたらなと思うんですけども、どうでしょうか。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 そもそも本当にドッグランが必要なのかどうなのかという議論は、先ほど岩崎議員も言われましたけども、検討する必要があると思います。

それと、もう一つ、別のところに、テニスコートがあったところにドッグランというものもあるのかもしれませんが、やっぱり管理地が広くなればなるほど維持管理経費もかかってくるということで、ドッグランを設置をするにしても、例えば今の計画である1,200平米を例えば800平米にして、その400平米部分に遊具を設置するとかというような工夫はあってもいいのかなと思っております。ですけど、基本的にドッグランそのものが必要かどうかということと、遊具の設置はぜひ求めていきたいと思っております。

○久代委員長 荒木博委員。

○荒木委員 どちらも似たような発言ですが、どっちにしても再度検討していただきたいということで、⑦番でまとめてしまってよろしいんじゃないかと思います。

○久代委員長 近藤委員。

○近藤委員 ⑦番で結構ですけど、この⑦番の中から場所の選定までは議会のほうで指摘する必要はないと思いますし、それと、再度検討ですけど、その検討の内容として、先ほど坪倉委員がおっしゃられましたけど、とにかくドッグランは要らないということを何か書きたいなど、提示したいという気持ちが自分は強いですけどね。こういう犬と遊び場づくりになっているという指摘がしてありますけど、犬の遊び場づくりになるので不要と考えるか、何かもっと強い言葉でドッグランを否定したいと思っております。

○久代委員長 皆さんからかなり意見が出されましたので、⑦番、⑧番を……。

大西委員。

○大西委員 私、⑦番を推したんですか、過去の経過から言いますと、令和2年度の予算審査のときに説明が僅かあっただけなんです。菅沢公園の整備ということで260万か、それしか説明なかったんで、その後、日南邑では改修されてドッグランという形で、物すごくあそこは管理もされてますし、評判もいい、大阪から来る人あったり。そういうこと、あったわけですね。当初この案は、令和2年度の予算のときには全く日南邑も分からない状態でされていて、急に今回の令和3年度予算で出てきたもので、本当にドッグランはどうなのかということがあったもので、そして、やはり菅沢公園のまたもともと整備をするということがあったもので、その使い方、温泉が、冷泉が出てるといことの切り口でされましたけども、前回も説明聞いておりますので、やはりこれについては再検討いうことでいいんじゃないかなと思います。

○久代委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 ⑦番を中心でいいと思います。ただ、場所の選定についてというところについては、菅沢の公園を整備するという一定の認識の下に進めるとすれば、なくてもいいのかなと思ってますし、遊具等の充実を含めた公園の機能、構想について再検討を求めるといこといいと思います。公園の機能の検討というところで、ドッグランの必要性についても、改めて検討いただきたいという思いを含んでおると理解をしていただきたいと思っております。

○久代委員長 山本議長。

○山本議長 あまり意見を言う立場にはないのですが、一言、言わせてください。私は遊具の設置は必要ないと思っておりますので、一言、発言をさせてください。

○久代委員長 古都勝人委員。

○古都委員 ⑦番でいいという意見や、いろいろ出ておりますけれども、⑦番を中心として、⑧番のいわゆる当事者の意見、参画を求めて、いわゆる構想を再検討すべきであるというふうに⑦番のほうに付加すれば、恐らく犬の問題もそこでも出ましようし、常任委員会等でもまだまだ説明を受けるということになるんだろうと思いますんで、それぐらいで⑦番を中心に、いわゆる当事者の意見を聞けということはどうでしょうか。

○久代委員長 当事者の意見を聞けという意味は。

○久代委員長 古都委員。

○古都委員 委員長、よく読んでくださいよ。⑧番の3行目に、ここでは当事者である若夫婦のということですが、若夫婦でなくてもいいんで、当事者の意見、参画を求めてを⑦

番に追加して再検討すべきであるというふうに落とせば、いわゆる今、企画課だけで考えたことでなくて、本当に、犬のいない家庭もあるわけですけれども、そういった公園になるのではないかというふうに私は感じております。

○久代委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 基本的に当事者っていうのが誰が当事者になるのか。例えばドッグラン公園を想定するなら、犬を飼ってる人、あるいはドッグセラピーとかっていう活動もあるかもしれませんが、ということと、いわゆるアンケートである子供たち、子供連れの家族の公園ということになると、そちらのほうになるのかもしれませんが、基本的なところで、当事者が誰になるのかっていうことについては非常に曖昧なところもあると思うので、当事者っていう言葉は逆にないほうがいいと思います。町民の参画を求めるとかということのほうがまだいいのかなと。（発言する者あり）

○久代委員長 どうでしょうか。後刻の委員会で再度文面を、⑦番、⑧番の文言をそれぞれ尊重しながらつくり上げてすると。先ほど当事者ということの指摘は、やっぱり当事者は今の当事者なのか、将来も、日南町民、町外の方も全てが当事者になるわけで、先ほどあったように当事者という言葉は必要ないと私は考えます。だから、その点については確認をさせていただきます。

それでは、次、住民課の⑨、環境保全対策事業。水質検査委託料（河川水の検査及び臨時水質検査）で、セントラル農場の排水による検査費は農場が持つべきではないか。企業の社会的責任である。汚水問題が発生しなければ生じない費用であるという意見です。確認をしておきたいと思います。

荒木博委員。

○荒木委員 取り上げるべき事項であると思いますが、若干、多少文言を変えて……（発言する者あり）うん。セントラル農場の排水による検査費はという、この言い方がちょっと気になりますね。農場が持つべきではないかというのは、それはいいですけども。この辺の文言を少し変えていただければ、私は上げてもいいと思います。

○久代委員長 昨日の委員会でこの意見を上げることになってます。

○荒木委員 はい。でありますので、セントラル農場の排水による検査費という、この表現の仕方がちょっと気になります。（発言する者あり）いや、例えば排水に、そうですね、係る検査費とか、そういうふうに、何か所か、排水に関するとか。「よる」という表現というのがちょっと気になりますので。私の提案です。

○久代委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 先ほどの委員が発言された件は、文書の最終調整のところであると思いますので、そこの辺は委員長にお任せをいたしたいと思います。

あと、セントラル農場の排水と企業名を入れることはこの際必要だと思ってますけども、正式名称を確認をしていただきたいと思います。

○久代委員長 会社の法人、農場ですよ。その正式名称。分かりました。

近藤仁志委員。

○近藤委員 大変鋭い指摘でいいと思います。自分が1つ、1点思うたのは、前回のこの提案者からの説明の中で、検査費は農場が持つべきではないかということで、何らかの負担を求めるべきではないかと。全部、日南町が持つべきものなのかという疑問を感じるとこの説明があったわけでありまして、検査費は農場も負担すべきではないかというような考えも持ちましたけど、提案者の話を聞いたときにね、前回。そこで農場も負担すべきではないかという具合に変えたほうがよいのか、このままがよいのか、提案者の方の気持ちをお伺いしたいと思います。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 私は通念上、会社の環境問題に係る費用は全て、例えば水質だけじゃなくて大気であるとか、土壌汚染であるとかどうの、全て会社持ちなんですね。これは通常、私自身も民間におりましたんで、全部会社が持って、この数値ですよ。例えば何とか農業組合にもその検査費を出しておりました。全て出すべきだと思いますし、1つの事例も言いましたが、今回、酵素を入れたと。酵素を入れて実験をしとるわけですね。その費用自身も町が見とるわけですよ。アンモニア態窒素、具体的に町長に言いました。なぜその費用まで町が見るんですかと。これは当然向こう、水質よくしようと思うて酵素入れた。そのために1つの項目を入れたということですので、これは町持つのが、もうおかしいと。もう一つは、やはりこういう排出を出してるとということについて自覚していただくためにも、これだけのお金がかかっているんですよ。年間百三、四十万かかっています。これもう8年間で1,000万近くかかっています。いわゆる臨時検査もこれ、増えています。今回、新年度は臨時検査だけでも16万5,000円が22万5,000円ということで、ぼんと単価も上がっていますのでね。そういった意味において、やはり持っていただくということがきれいな水を出していただくための一つになると思いますので。僕は、これは強く言っていた方がいいと思いますので、よろしくお願いします。

○久代委員長 近藤委員。

○近藤委員 分かりました。それなら、農場が負担すべきではないか、要するに持つというか、負担すべきではないかという文言に変えたほうがよいと思います。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 今、同僚議員が言われました一つの言葉として、負担すべきではないかと、であるならば、そういった修正は僕はいいと思いますんで、ありがとうございました。

○久代委員長 セントラル農場の排水による検査費は、農場が負担すべきではないかという文言にということです。（発言する者あり）

負担すべきであると言い切ったほうがよいという意見がありましたけど、どうでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ただいま審査の途中ではありますが、暫時休憩をいたします。再開は10時30分とします。

〔休 憩〕

○久代委員長 休憩前に続いて、予算審査特別委員会を再開いたします。

ここからは、福祉保健課の支え愛ネットワーク構築事業、47ページの下段です。読み上げます。

これまでの高齢者等見守りシステムを更新されるが、これまでになかった利用者から利用料月額550円を徴収される。このシステムは在宅での安心な生活を確保する手段の一つであるが、福祉の観点から利用者負担を徴収しなくてもよいのではないかという意見があります。利用料を月額550円、徴収される、という文言になっていますが、発生すると。利用者からのを入れて、利用者からの利用料月550円が発生するというところに若干修正をしたいと思います。最後に、福祉の観点から利用者負担を検討されたいというふうな文言がいいかなとは思っています。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 ちょっと文章、考えてみました。いいですか。

○久代委員長 はい、朗読してください。

○岩崎委員 まず、「これまでの」は要りません。出だしは、高齢者等見守りシステムを更新されるが、で、「これまでになかった」を削ります。利用者が利用料（550円／月）を負担することになる。このシステムは在宅での安心な生活を確保する手段なので、福祉の観点から利用者負担をなくすべきであるじゃなくて、いけんですかね、これは検討

せいで、そこ、最後のところは、ちょっとどういう書きぶりかはまた検討いただきたいんですけど、そこまでは、今、申し上げた文章でいかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 なかなかいいまとめを岩崎委員から発言していただきました。

坪倉委員から発言を求められています。

坪倉委員。

○坪倉委員 岩崎委員、まとめていただいたとっておりますけども、一つは生活を確保する手段であるが、いろんな手段の中の一つだということで、一つという言葉は私を入れておられます。

それと、利用者負担ゼロか、軽減という措置もあるのかもしれませんが、検討いただきたいということでまとめればよいと思いますが、実態として、この予算上でこのシステム60台を想定されているそうですけども、現状は40程度。仮に40丸々つけたとして、利用者から事業者が徴収される金額は26万4,000です。多分利用者、利用料を求めたときに数が減ってくる可能性は否定できないというところはあるということでありまして、このマックスというか、現状26万4,000円の負担を町側が負担をするかどうかというのがこの論点だと思っております。現状の支え愛ネットワーク事業の全体の予算の中で賄える金額ではないかと、担当者も述べておられます。負担が増えるようでしたら補正ということもあるのかもしれませんが、26万程度だったら、行政の負担でも福祉の観点からはいいではないかという思いであります。

○久代委員長 ちょっと確認をしたいんですけども、とにかく予算上は198万円ですよ、新見守りシステム事業委託料で。先ほどあった、実質的に今このシステムを利用希望者が40台程度だということですけども、ただ、今後、無料になったら一定数、私もつけたいという希望者も出てくる可能性もあります。この辺について、利用者負担を検討されたいという文言で私もちょっと提案しましたが、利用者負担そのものをなくすとなれば、予算の説明資料の中でも若干修正を求めなければならないということにもなりますが、どうでしょうか。

山本議長。

○山本議長 実態として様々なケースがあるというふうに聞いておりますので、例えば遠くで離れたお子様が支払いたいとか、そういうお話も耳にしたこともありますので、ここは、利用者負担の軽減を検討すべきであるというような文言にされてはいかがかと思いま

すが、どうでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 よろしいですか、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）

岩崎委員からも文言の発言もあつたりした中で、最終的には、委員長として再度、修正した文言を提案させていただきますので。（「お願いします」と呼ぶ者あり）よろしくお願いたします。

次、高齢者等タクシー助成事業、48ページの下段については、これは保留となっています。これは要綱を確認しましたところ、要綱の中に、お出かけタクシーチケットの発行に関する要綱ですよ、細かい免許停止とかいうことについては全然うたってありません。ただし、特に町長が認める場合には発行できるという要綱に該当すると私は判断しました。要するに、1つの刑事事件ですよ、免許停止という行政処分を、という者に対して、町長がどういう判断をされるかということが発行の要件になるという判断になるというふうに、私は要綱を読んで判断しました。岡本委員が言われた、規則と内規とかいうものは存在していません。ですので、その点は確認よろしくお願いたします。要綱以外はありませんので、お出かけタクシーのチケットに関しては。だから、町長が特に認める者は発行はできるということだけであります。

岡本委員。

○岡本委員 今のことについて質問ですけれども、まず1つは、今回は、じゃあ町長に問合せはなされたのかどうかということと、今回のケース、私が具体的なケース1個ありますけれども、プライバシーの問題から名前とかはここでは言えませんが、今回の件は町長が確認されて、それで発行しないということになったのかということと、あと、町長が特に認める人は発行できるというのは分かるんですけれども、町長が認める人は発行できないっていうのは、ちょっとそれは恣意的な要素がかなり入ってくるような気がするんですけれども。

○久代委員長 岡本委員。要綱上は、要するに例えばここにあるように、免許停止になられた者が直接申請をされればいいんですよ。70歳以上の方であれば申請はできるんですから。申請されて、個人情報はありませんから、その人がどういう経過で免許をなくしたかということとは分かりませんので。

はい。

○岡本委員 今回は窓口でそう言われて申請をとどまったわけですがけれども、じゃあ、窓口で何と言われようとも私は申請しますって行って申請して、町長の意見を聞いてくださ

いって言うふうにやればいって言う、そういう意味合いなんですか。（発言する者あり）

○久代委員長 近藤委員。

○近藤委員 今の俎上に上がってるのは、話合いの上で上がってるのは、高齢者タクシー助成の中で、要するに免許取消しや免停などの行政処分を受けた方にもタクシーチケットを交付することを、議会として予算審査意見に載せるか載せないかということであって、その町長のどうのこうのじゃなしに、要するにこのことを載せるべきか載せないかということ。その内容の確認として、先ほど委員長のほうで調べていただいたということであります。

先般も言いましたけど、やはり法律とか内規とかどうのこうのじゃなしに、自分は仮に、私の場合は具体性はありません。仮にAさんが飲酒運転をして横断歩道を渡っていたBさんをはねて大けがをさせた。Aさんは免許の取消しになった、はっきり言ってね。何と日南町役場に行って窓口で、私は飲酒運転で事故を起こして免許取消しになりましたので、大変生活に困っております、そしたら、日南町役場の職員の方が、どうかほんならお困りでしょうから、これでタクシーを無料で乗ってくださいという権限が出ます、権利がもらえます。Bさんは大けがを負って病院に入院されて、長期治療の後、やむなく車の運転ができなくなりました。日南町役場に行きました。免許返納に行きました。それはお困りでしょう、これで通院でも買物でもしてくださいとタクシーチケットをお渡ししました。これが同率に考えていいかということですよ。だから、私はこれは明らかに載せるべきではないと思うわけなんです。要するに、載せる可能性ないかということだけね。だから、私はこれは載せない。その法律とかどうのじゃなしに、道義的に私は、これを予算委員会の意見として取り上げるべきではないと強く思います。

○久代委員長 古都勝人委員。

○古都委員 先ほど来のお話を聞いておりますけれども、あくまでこれは予算審査でありまして、個人の実例で町長にどうかこうとかいう話ではないので、予算審査として、この問題をどう取り扱うかという方向で検討いただきたいと思います。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 今の近藤議員が例えて言ってくださったんですけれども、私も1つ例えでお話ししたいんですが、例えばどんな犯罪か分からないですけれども何か犯罪を起こして、実刑ではない、執行猶予で普通に生活されてるといの方がいたとして、ただ執行猶予で生

活してるんだけど、そのことがうわさが広まって、例えば仕事が見つからないというような状況に陥ったときに、じゃあ生活保護を受けます。でもその人に対して、あなたは犯罪を犯してそれが理由で仕事が見つからないんだから生活保護はしませんということになったら、これ、大変なことになりますよね。犯罪者であろうと誰であろうと、地方自治体は行政サービスを提供して、その人の生活を支えるというのが基本的な地方自治体の役割です。だから、いや、例外は何にもあるので、例外としてお出かけタクシーチケットについては上げないんだということを定めることは可能かもしれませんが、ただ慎重に、そこは慎重の上にも慎重な取扱いが必要だと私は考えますので、今回のように単に町長の裁量とか、要綱にも何も書いてないとかってというような状況でそれをやるのは、私は非常に危険だと思います。

○久代委員長 岡本委員に言いますが、だから、お出かけタクシーチケットの発行の要綱の中に町長が認める者ということ、要綱があるんですから、それに基づいて判断されるということですけども。

○岡本委員 確認いいですか。

○久代委員長 はい。

岡本健三委員。

○岡本委員 規定にある人のほかにも、町長が認めればその人にも発行しますという趣旨だと思いますよ、要綱に書いてあるのは。町長が発行しないことを決められるという趣旨ではないと思いますよ、要綱に書いてあるのは。

○久代委員長 いや、要綱は、ちょっとそれは誤解ですよ。発行しないことも、というふうに要綱は読み取れるわけですから。

岡本健三委員。

○岡本委員 要綱は皆さんの手にないのに決められないですよ。私も判断のしようがないですよ。要綱をまず供給してください。（発言する者あり）

○久代委員長 近藤委員。

○近藤委員 これは、タクシーの助成に、最後にあるですが、お出かけタクシーチケットを交付されたいということ、意見をこの予算委員会として上げるということなんです。今、岡本委員がおっしゃられているのは、その要綱を、要するに、分かりやすく整理されたいという項目になるわけなんです。だから、これはタクシーチケットを交付されたいという高齢者タクシー助成事業に対するこの予算委員会の意見を上げるか、上げないかい

うこと。だから、これは上げなくてもよいというのがあれで、その要綱をどうのこうのいうのは基本的には関係ありませんので、それをお伝えします。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 私が言ってるのは、要綱にはっきりした規定がない以上、現に申請する人がいるんだから、それはちゃんと申請する人がいたら、ちゃんと出してあげてくださいという、それが言いたいんです。要綱を整備云々というのがありますけれども、ただ、それよりも、要綱が整備されてない現状では、町として断る理由はないんじゃないかというのがあれなんですけど、ただ、久代委員長は町長の判断だということなんで、それであれば、そういうふうにしてある要綱を供給してください。

○久代委員長 私のほうから、お出かけタクシーチケットの発行に関する要綱は、全委員の皆さんに提供いたしたいと思います。

古都勝人委員。

○古都委員 この取扱いがどうかこうかということよりも、ここに書いてあります免許の取消し、停止等ありますけれども、やはり昨日の議論もありましたが、停止、取消しというのは、そういういわゆる便利を塞ぐことになるので違反をしないようにということで、それが社会的責任でありますので、この案件については、要綱等の問題は関係なくて、上げるか上げないかだけの話でいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○久代委員長 それでは、この高齢者等タクシー助成事業について、取り上げるか上げないかということを再度、確認をいたします。

岡本委員。

○岡本委員 要綱を確認させてください、例規の。ちょっと捜し切れてないんですけども。

○久代委員長 ここで暫時休憩をいたします。

〔休 憩〕

○久代委員長 休憩前に続いて、審査を再開いたします。

今、議題となっている高齢者等タクシー助成事業についてですけども、日南町条例の例規集に日南町お出かけタクシーチケット交付要綱というものがあって、交付第4条、町長は前条の規定による申請があったとき、その内容を審査し、対象者としての資格を有する者と認めるときはチケットを交付するという、この要綱の条文が該当するというふうに判断をします。

岡本委員。

○岡本委員 その資格ですけれども、資格についてはどんな人が資格があるのかということをお明記しておかなきゃいけないわけですが、それに対するのは、この中では第2条だけだと思います。その中には、特に取消しになった人は除くというようなことは書いてないので、この要綱に従えばやっぱりチケットは交付するのが、何ていうのかな、素直なやり方なんじゃないでしょうか。

○久代委員長 議論が平行線。私は、あくまでも法的根拠はこの要綱だと。要するに町長が、この要綱は申請があった者に対しても認める場合もあるし、認めない場合もあるというふうに取り扱えますので、平行線になりますので、この意見を取り上げるか取り上げないかについての採否を採りたいと思いますが、どうでしょうか、皆さん。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

この高齢者等タクシー助成事業について、取り上げるべきだという方は。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 岡本健三委員。

取り上げなくてもよいという、委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 それでは、多数で取り上げないということに決定をいたしました。

続きまして、病院運営事業。先ほど病院事業管理者から説明をいただいたことの意味が含まれております。日南病院の収益的収支の均衡を保つために、一般会計から、従来の地方交付税算入額、地域医療総合確保基金繰入金に加えて一般財源1,900万円が十分な説明もない中、病院事業会計に繰り出されている。これまでのルールどおり、地方交付税算入額で不足する部分は地域医療総合確保基金を取り崩して対応すべきである。また、地域医療を支える日南病院の経営安定化のために、経営改善計画の策定、実施及び行政負担の在り方について議論を進めるべきであるという文面であります。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 先ほど病院からの説明も聞いたわけでありまして、基本的にこのままでいいっていただきたいなと思っておりますけれども、ただ、その1,900万円が十分な説明もない中っていう部分だけを削除して、このままでお願いをできたらと思っております。

○久代委員長 坪倉委員、再度、もう一度朗読してください。

○坪倉委員 1行目からいきます。日南病院の収益的収支の均衡を保つために、一般会計から、従来の地方交付税算入額、地域医療総合確保基金繰入金に加えて一般財源が病院事

業会計に繰り出しされるといふうにしていだきたいと思います。

○久代委員長 病院の事業管理者からの説明を受けたことによる、この1,900万という金額を上げないということですね、結果的に。(発言する者あり)

あの説明の修正で、金額は2,894万9,000円と一般財源の説明の修正があったわけだけでも、1,900万円を2,894万9,000円に変えたほうが分かりやすいじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。皆さん、どう思われますか。

近藤委員。

○近藤委員 疑問いやあ、ちょっと疑問ですけど、要するに地方交付税、医療総合確保基金という銘々うたってありますけど、ここに太陽光のほうのあれは入れる必要ない、再生可能エネルギーかな、828万3,000円というのが、800万円余りが毎年入れられるわけですけど、これも正式にいったら加えないといけないじゃないかと思うわけなんです。(「など」と呼ぶ者あり)など。などで、繰入金などに加えてにしますか。

○久代委員長 太陽光発電については、以前、金額を明確にしていだきたいという、病院事業会計の繰入れに当たって、いう指摘した経過があるので、あえて財源とすれば、など。(「など、はい」と呼ぶ者あり)ということでもいいじゃないかと思いますが。

坪倉勝幸委員、具体的に金額を入れるのかどうなのかということについての発言を求めますけども。

○坪倉委員 私はどちらでもいって言えば語弊がありますが、金額を入れたほうがより強く訴えることにつながると思いますし、透明性も確保できるのかなとは思いますが。

○久代委員長 細かい文言について数字を具体的に、坪倉委員から入れたほうがより明確だという意見も踏まえて、再度、文面をつくって提案したいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、続いて、教育課の教員住宅管理運営事務。教員住宅には教員以外の者が入居しており、所期の目的として利用されていない。現状に即した住宅として位置づけ、入居条件や使用料金を設定すべきであるということです。(「異議なし、このまんま」と呼ぶ者あり)このまま。(「はい」と呼ぶ者あり)よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、以上で第2回目の総括の審査が終わりました。宿題として出された文言の修正、あるいは項目を統合するといふうなことについては、予定されている3月15日の予算審査特別委員会前には、皆さんのタブレット及びペーパー、紙ベースで提案できるよ

うに後刻準備をいたしますので、私と副委員長、古都委員とで責任を持って提案をいたしますので、これにて本日の予算審査特別委員会は終了いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、以上をもちまして閉会といたします。御協力ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

副委員長